

○大多喜町歴史的景観条例施行規則

平成12年3月21日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、大多喜町歴史的景観条例（平成11年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物以外の工作物)

第2条 条例第2条第3号に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 垣、さく、金網（その支持物を含む。）、擁壁、塀及び門その他これに類するもの
- (2) 日よけ（その支持物を含む。）
- (3) 煙突（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備（以下「建築設備」という。）に該当するものを除く。）
- (4) アンテナ
- (5) 物干場
- (6) 装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔その他これに類するもの（建築物に該当するものを除く。）
- (7) 高架水そう（建築設備に該当するものを除く。）
- (8) 立体駐車場（建築物に該当するものを除く。）
- (9) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料その他これに類するものを貯蔵する施設
- (10) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）
- (11) その他町長が指定するもの

(行為の届出)

第3条 条例第8条第1項の規定による届出は、景観形成地区内における行為の届出書（別記第1号様式。以下「届出書」という。）を町長に提出して行うものとする。届け出た内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の届出には、町長が必要と認める図書を添付しなければならない。

3 第1項の届出は、当該届出に係る次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める行為前に行わなければならない。

(1) 建築基準法第6条第1項の規定により確認の申請書の提出を必要とする行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可を必要とする行為を除く。） 当該確認の申請書の提出

(2) 千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）第6条、第9条又は第10条の規定により許可を必要とする行為 当該許可に係る申請書の提出

(3) その他の行為 当該行為

4 条例第8条第1項の規定による届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を景観形成地区内における行為の完了・中止通知書（別記第2号様式）により町長に通知しなければならない。

（条例第8条第2項に規定する規則で定める行為）

第4条 条例第8条第2項に規定する通常管理行為、軽易な行為、その他の行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 地下に設ける建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは除却又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更

(2) 仮設の建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは除去又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更

(3) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置で千葉県屋外広告物条例第6条、第9条又は第10条の規定による許可を必要とするもの以外のもの

(4) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 仮植した木竹の伐採

(5) 国の機関等が行う行為

(6) 法令又は法令に基づく処分による義務の履行として行う行為

(7) 千葉県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

(8) その他景観形成に影響を及ぼすおそれがないと町長が認める行為

(まちづくり協定に定める申し合わせ事項)

第5条 条例第12条第1項に規定する申合せ事項に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物等の形態、意匠又は色彩に関する基準
 - (2) 樹木又は花木の植栽に関する事項
 - (3) 景観整備等のために必要な維持管理の方法
 - (4) まちづくり協定の有効期間
 - (5) その他まちづくり協定地域において景観整備等に関し必要な事項
- (まちづくり協定の届出)

第6条 条例第13条第2項の規定による届出は、まちづくり協定内容届出書(別記第3号様式)を町長に提出して行うものとする。届け出た内容を変更するときも同様とする。

2 前項の届出書には、まちづくり協定者同意書(別記第4号様式)を添付するものとする。

(まちづくり協定の承認)

第7条 町長は、まちづくり協定内容届出書の提出があったときは、その内容を審査し、当該協定の内容が景観形成に寄与するものであると認めるときは、まちづくり協定承認通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

2 前項の届出書により承認をしなかったときは、その旨を記載した文書により届出者に通知するものとする。

(団体規約等に定める事項)

第8条 条例第15条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 団体の目的
- (2) 団体の名称
- (3) 団体の活動内容
- (4) 団体の事務所の所在地
- (5) 団体の活動に要する経費に関する事項
- (6) 団体の役員の数、任期及び職務に関する事項

(認定の申請)

第9条 条例第15条第2項の規定による申請は、次に掲げる図書を添付した景観形成住民団体認定申請書（別記第6号様式）を提出して行うものとする。

- (1) 景観形成住民団体の規約
 - (2) 景観形成住民団体の活動区域を示す図面
 - (3) 景観形成住民団体の構成員及び役員の氏名、住所を記した書類
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- (認定の決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに認定の適否を決定しなければならない。

2 町長は、条例第15条第1項の規定により景観形成住民団体の認定をしたときは、景観形成住民団体認定通知書（別記第7号様式）により、景観形成住民団体の認定をしなかったときは、その旨を記載した文書により申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第11条 町長は、条例第15条第3項の規定により景観形成住民団体の認定を取り消したときは、速やかに景観形成住民団体認定取消通知書（別記第8号様式）によりその旨を当該住民団体に通知するものとする。

(助成等)

第12条 条例第17条の規定によるまちづくり協定地域において、景観整備等に寄与する行為をしようとする者に対する経費の一部助成については、町長が補助要綱を定めて行う。

(活動助成金)

第13条 条例第18条の規定による景観形成住民団体の活動に係る助成は、町長が補助要綱を定めて行う。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。